# 徳島県議会政策条例検討会議 結 果 報 告 書

令和3年2月4日

# 徳島県主要農作物等種子条例 (案)

稲,麦,大豆といったいわゆる主要農作物は、本県の農業の基幹品目であり、私たちの食 生活を支えるとともに、県内各地で集落を築き、維持する基礎となり、多様な食文化や伝統 行事を育んできた。

また,山間地域では,あわ,きび,たかきび,ひえ,しこくびえ,そばといった雑穀類やごうしゅいもを中心とした本県固有の傾斜地農業が営々と継承されている。

加えて, 徳島藩の奨励により, 江戸時代中期から明治時代にかけて一大産業として全国に その名をはせた藍作は, 今も本県の伝統産業として受け継がれている。

こうした中、平成30年3月には、「にし阿波の傾斜地農耕システム」が、国際連合食糧農業機関から世界農業遺産として、また、令和元年5月には、「藍のふるさと 阿波」が、文化庁から日本遺産として、それぞれ認定され、私たちにとって大きな喜びや誇りとなっている。

私たちは、先人から受け継いだこうした農業やその関連産業と文化を決して絶やすことなく、次代に引き継ぐ使命を担っている。

このような認識の下,主要農作物等にとって種子が,一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、その生産の根幹となるものであることに鑑み、当該種子の生産についての基本理念を明らかにし、優良な種子を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、主要農作物等の種子の生産について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な確保を図り、もって本県における主要農作物等に係る農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 主要農作物 稲,大麦,裸麦,小麦及び大豆をいう。
  - (2) 主要農作物等 主要農作物並びにあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、 ごうしゅいも及びたであいをいう。
  - (3)種子 種子及びごうしゅいもの塊茎をいう。

(基本理念)

- 第3条 主要農作物の優良な種子は、本県の農業の持続的な発展に不可欠なものであり、その生産は、当該種子を需要に応じて安定的に供給することを旨として、県並びに種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体の相互の連携及び協力の下に、行われなければならない。
- 2 主要農作物等の種子の生産は、自然災害等により種子の供給が不安定になるおそれがあること並びに優良な種子が本県における食料の安定供給、農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に不可欠なものであることを、県並びに種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体の共通認識として、行われなければならない。

(県の青務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な推進体制の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項の施策の推進及び推進体制の整備に当たっては、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体と連携を図るものとする。

3 県は、主要農作物等のうち、本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統について、その種子を、適切に保存するものとする。

(種子生產計画)

- 第5条 県は、毎年度、主要農作物の需給の見通し、種子の生産及び流通の状況その他の事情を勘案して、種子の供給に取り組む主要農作物の品種について、優良な種子の生産に関する計画(以下「種子生産計画」という。)を策定するものとする。
- 2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 主要農作物の種子の需要の見通し
- (2) 主要農作物の種子の生産に関する事項
- (3) 主要農作物の種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種の生産に関する事項
- (4) その他主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項

(原種及び原原種の生産)

第6条 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な 原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。

(種子生産ほ場の指定)

第7条 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、そのほ場を経営する種子生産者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

(種子の品質確保)

第8条 県は、前条に規定する指定種子生産は場(以下「指定種子生産は場」という。)で 生産される種子の品質を確保するため、ほ場審査(指定種子生産は場において栽培中の主 要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。)及び生産物審査 (指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び 異物の混入状況等について審査することをいう。)を行うものとする。

(指導等)

第9条 県は、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体に対し、主要農作物等の優良な種子の安定的な生産について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(県民の理解の促進)

第10条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解の促進に 努めるものとする。

(財政トの措置)

第11条 県は、主要農作物等の優良な種子の生産に係る施策を推進するため、必要な財政 上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている種子の生産に関する県の計画であって、県が種子の供給に取り組む主要農作物の品種に係る優良な種子の生産に関するものは、第5条第1項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

## 検証結果報告書

条例名

徳島県家庭教育支援条例

## 総括

本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。

- ・ 家庭教育に関する支援が本当に必要な家庭や保護者、子ども等にしっかりと届くよう、事業を実施するに当たっては問題意識を持ち、行政の仕組みとして情報伝達や庁内連携をより一層図るとともに、連携の形が県民にとって有益になるよう、分かりやすく見える化に取り組むこと。
- ・ はぐくみ支援企業認証など、子育て世代が働きやすい環境の整備に向けた施策を 一層推進し、子育て環境の更なる整備に取り組むこと。
- · 現役世代と祖父母世代が協力して子育てできる環境整備を推進していくためにも、 各種施策等の更なる広報・周知に努めること。

#### ヒアリング結果(運用状況)

#### 実 施 策

### ○家庭教育支援の推進

- 1 平成28年11月に保護者向け学習教材「とくしま親なびプログラム集」 を、平成30年3月には第2版を発行。
- 2 平成29年度から「とくしま親なびげーたー」を学校や園に派遣し、保護者や教育関係者を対象に、家庭教育ワークショップを実施。
- 3 令和2年3月には中高生向け学習教材「中高生・次世代版とくしま親な びプログラム集」を発行。
- 4 平成29年度から、園や学校関係者、行政関係者、家庭教育に関心のある方などを対象に、「とくしま家庭教育のつどい」を開催し、家庭教育に関する講演やワークショップを実施。
- 5 総合教育センター生涯学習支援課において、平成22年度から父親を対象に「『父親力』ルネサンス推進講座」を、平成24年度から祖父母世代を対象に「孫育て楽しみ隊講座」を実施。
- 6 令和元年度には、庁内連携として家庭教育支援に携わる関係部署と情報交換会を実施。
- 7 青少年センターにおける青少年講座、イベントの開催、電話相談の実施
- (1) 各種講座の実施

青少年の自己啓発や社会参加を通じ創造力を高めるとともに、仲間 作りを通して人間的豊かさを育てる。

- (2)子どもフェスティバル開催
  - 青少年のボランティア活動の拡大を図ることを目的に開催。
- (3) 青少年こころの電話相談
  - 青少年、保護者から思春期や青年期における様々な悩みや心配ごと を聞き取り、解決に向けたアドバイスを行う。
- 8 「防ごう!少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会(青少年育成フォー ラム)の開催
- 9 県内14カ所にある青少年補導センターにおいて、青少年の非行防止を 主たる目的として、街頭での補導活動のほか、相談や自立支援活動など を実施。

10 とくしま青少年プラン2017に基づき、青少年健全育成施策を総合的に推進。

### ○支援人材の育成

- 1 平成28年度から平成30年度にかけて、とくしま親なびげーた一養成講座を開催し、97名の「とくしま親なびげーたー」(ファシリテーター)を養成。
- 2 とくしま親なびげーた一に対して、親なびスキルアップ研修(平成29、 30年度)や中高生等を対象とした家庭教育ワークショップに対応できる よう、親なびステップアップ研修(令和元年度)を開催。
- 3 徳島県青少年補導員連絡協議会において、地域ボランティア(ユース サポーター)を養成。青少年のインターネット利用に関し、フィルタリ ングの活用を啓発する活動や悩みを抱えた青少年の相談支援活動を実施。

### ○社会環境の整備

- 1 家庭・地域の教育力の向上を施策の方向として、青少年団体やNPO 等の地域活動を支援するとともに、地域で活躍する青少年育成指導者等 に対する研修会を実施。
- 2 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成27年8月に、徳島県子ども・若者支援地域協議会を設置。
- 3 子どもを産み育てながら働き続ける、子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」として認証・表彰する、はぐくみ支援企業推進事業を実施。
- 4 認証事業所へのメリットとして、県ホームページでのPRや金融機関での低利融資等を付与することにより、認証事業所の増加を図るとともに、表彰事業所をモデルケースとして、他事業所への波及効果を図る。

## 成果

- 1 家庭教育ワークショップを行うことにより、保護者同士のつながりを 深め、課題やノウハウを共有し、学び合う機会を提供することができた。
- 2 とくしま親なびワークショップ専任アドバイザーを務める大学准教授 を講師に、親なびステップアップ研修を定期的に実施し、ファシリテー ターとしての技術力及び知識の更新を図ることができた。
- 3 園や学校関係者、行政関係者、家庭教育に関心のある方などを対象に、 とくしま家庭教育のつどいを実施し、家庭教育の重要性に対する理解を 深め、行動する気運を高めることができた。
- 4 令和元年度、庁内連携として、関係部署と家庭教育支援条例に関する情報交換会を行い、企業向けの刊行物に「親なびワークショップ」の紹介記事を掲載することにより、広く家庭教育の支援に関する情報発信を行うことができた。
- 5 青少年補導センターの補導活動により、県内の非行情勢は、平成22年に比べ22%と大きく減少した。
- 6 平成23年5月から青少年こころの電話相談を実施し、様々な悩みを持つ 青少年や保護者の相談に応じることにより、事案により、専門性の高い 相談機関につなげることができた。
- 7 子どもフェスティバルの開催を通して、地域活動等の社会貢献活動への参加を促進するための活動・交流の場を提供することができた。
- 8 多くの事業所において、子育てしながら働きやすい職場環境を創出した。

## 課題

- 1 新型コロナウイルス対応のための「新しい生活様式」を踏まえ、ワー クショップや研修の実施方法、内容について、見直しを行う必要がある。
- 2 とくしま親なびげーたーで、ファシリテーターとしての活動の機会が なかった方に対して、ステップアップ研修や親なびワークショップへの 積極的な参加を促す必要がある。
- 3 市町村教育長訪問や校長会、園長会など、あらゆる機会を通じて、親なびワークショップを含めた家庭教育支援事業の広報に努める。
- 4 「はぐくみ支援企業」の認証を受けていない企業に対して、子育てに 優しい職場環境づくりの重要性や有効性の理解を深めるため、更なる周 知が必要である。

## 今後の 取 組

- 1 家庭教育支援に関する庁内ネットワークを充実強化し、情報共有の場 をさらに深化させ、家庭教育支援の更なる横展開に努める。
- 2 長期の学校休業により、児童生徒が家庭でいる時間が長期間に及び、 生活習慣や学習習慣といった家庭教育の重要性が改めて認識されたとこ ろであり、保護者等に対するサポートや情報共有を一層進めるため、W ITHコロナへの対応の下、とくしま親なびげーた一派遣の拡充を図る。
- 3 新たに、中学校や高校などにおいて、中高生・次世代版とくしま親なびプログラム集を用いた家庭教育ワークショップを実施し、次世代の保護者となる若者世代から現役世代、祖父母世代に至るまで切れ目ない家庭教育支援を実施していく。
- 4 令和2年度には、これまで学校や園で実施していた、親なびワークショップについて、より保護者が参加しやすい実施方法として、育児支援に取り組まれている民間企業への派遣を進める。
- 5 引き続き、青少年の成長と自己形成を支援するため、青少年講座を実施するとともに青少年活動や青少年団体等に関する情報発信を行う。
- 6 子供や若者が相談できる支援者に対する研修や関係機関の連携・強化 を図る。
- 7 はぐくみ支援企業推進事業について、幅広い周知を行うことにより、 更なる認証事業所の増加に努め、仕事と家庭生活の両立ができる事業所 の拡大を図る。

## 主なヒアリング内容

## 確認事項(委員) 説明(執行部) (1)(1)(要望) 本当に支援が必要なところに届いてい 県の様々な関係課の取組はもとより、 るのかという部分についても問題意識を 市町村の包括支援センターなどとも連 持って、行政の仕組みとしての情報伝達 携して、全ての方に届くよう努力する。 など、別の視点からもう少し深めていく とともに、連携の形が県民にとって有益 になるよう、分かりやすく見える化して ほしい。 ② できれば、条文中の「子供」の表記を ② 基本的には「子ども」を使用するよ 「子ども」にしたほうがいい。 う努めているが、現在、法律関係につ いては、文部科学省が「子供」を使用 しているため、条例等については「子 供」、一般的な使用は「子ども」と使い 分けをしている。 親なびげーた一同士、定期的な研修 親なびげーた一の取組について、ネッ トワークづくりはできているのか。 会でのつながりを持っている。また、 年1回、関係者が一堂に会する家庭教 育のつどいを開催している。 (要望) 子育て家庭だけでなく、生活困窮者な どに対しても情報発信できるようなネッ トワークを構築し、地域で連携して解決 していってもらいたい。 はぐくみ支援企業の取組において、特 取組事例は次のとおり。 徴的な取組事例として、どのようなもの ・男性の育児休業制度 があるのか。 ・妊娠中、産休・育休復帰後の相談窓 口の設置 ・子どもが生まれる際の父親の休暇制 ・子どもが小学校就学に達するまでの 育児時間の取得制度 など (要望) 子育てしながら働ける環境というのは

非常に重要なので、今後もこのような事

業所を増やしていってほしい。

③ 条例制定以降、家庭教育支援という名 ③ 総括的な数字は持ち合わせていない 目での予算額はどれくらいになるのか。

コロナ禍で事業を実施していくため、 具体的にどんな工夫をしているのか。

条例の中で、「祖父母の役割」がある が、どのように周知・広報しているのか。

#### (要望)

社会に貢献したい高齢者は多く、 また、手伝ってほしい保護者の願いもあ るので、こんな取組をしていく、こんな 取組をしてほしい、というこを周知・啓 発してほしい。

④ 県内の非行情勢は大きく減少している ④ 非行の減少率ほど、青少年の割合は ということだが、子どもの絶対数が減る 中で、青少年の割合も減ってきているの か。

補導センターそのものが廃止された影 響で、結果的に補導数が減っているので はないのか。

が、学校での取組を含め、家庭教育関 係の事業を広く実施している。

家庭教育支援の親なびげーたーの関 係であれば、今までのように現場での ワークショップ研修の実施が難しいこ とから、親なびげーた一の方に、新型 コロナに対応したワークショップの実 施手法を習得するためのステップアッ プ研修を実施し、その研修を受講した 方がコロナ対応のワークショップを実 施している。

現役世代には、「親なびワークショッ プレや「父親カルネサンス推進講座」 で、父親の育児参加を促す取組を進め ている。

また、祖父母世代には、「孫育て楽し み隊講座」を実施し、社会全体で家庭 教育を支援していく気運を醸成してい **〈**。

減っていない。

補導センターは地区ごとに分けてお り、全県的にカバーされている。